

令和3年 春の全国交通安全運動 実施要綱

運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

運動スローガン

『 京の春 目と手で合図 ゆずり合い 』



実施期間

令和3年4月6日（火）～ 4月15日（木）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（土）

運動重点

- ◇ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ◇ 自転車の安全利用の推進
- ◇ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- ◇ 二輪車の交通事故防止



京都府交通対策協議会

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- ◇ 歩行者に対し、横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守を呼び掛けましょう。
- ◇ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進しましょう。
- ◇ 高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
- ◇ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進しましょう。
- ◇ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進しましょう。

自転車の安全利用の推進

- ◇ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底を図りましょう。
- ◇ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と傘差し、スマートフォンやイヤホン使用等の危険性の周知徹底を図りましょう。
- ◇ 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例を踏まえ、自転車損害保険等の加入義務や同乗未就学児のヘルメット着用義務の広報啓発を推進しましょう。

歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

- ◇ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者の優先義務等の遵守による歩行者保護を徹底しましょう。
- ◇ 運転中のスマートフォンの使用等の危険性の周知と罰則強化についての広報啓発を推進しましょう。
- ◇ 高齢者に対し、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発や安全な運転に不安のある人に対し、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発を推進しましょう。
- ◇ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解を促進しましょう。
- ◇ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動を促進しましょう。
- ◇ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質・危険性の周知と罰則の創設等についての広報啓発を推進しましょう。

二輪車の交通事故防止

- ◇ 速度の出し過ぎや信号待ち車両の側方通過、無理な追越し等をしないよう広報啓発を推進しましょう。
- ◇ 事故発生時の被害軽減のため、長袖、長ズボン、グローブ、ブーツ（運動靴）等の着用とともにヘルメットの正しい着用、膝・肘・胸部プロテクターの装着を促進しましょう。
- ◇ 二輪車を通勤利用する従業員に対する安全指導を行いましょ。
- ◇ いわゆるリターンライダー等に対しては、最近の二輪車の性能や特性について改めて理解させ、自己の体力や技量に見合った無理のない運転を呼び掛けましょう。